

第6回検討会における意見を踏まえた再修正版  
(赤字部分が修正点)

# 無料低額宿泊事業の最低基準の考え方

— これまでの検討会での議論等を踏まえた全体像 —

(参考資料)

解釈・取扱い等補足版

# 無料低額宿泊所の最低基準の考え方(案)

## 範囲・基本方針について

	最低基準	解釈・取扱い等
無料低額宿泊所の事業範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 次のいずれかの事項に該当していること。(他の法令により必要な規制が行われているなど主たる事業目的が無料低額宿泊所ではないことが明らかな場合を除く)             <ul style="list-style-type: none"> <li>1 入居の対象を生計困難者に限定している場合(生計困難者に限定して入居を勧誘していると認められる場合も含む)</li> <li>2 主な入居者が生計困難者(生活保護受給者が概ね5割以上)であり、                 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 入居に係る契約が賃貸借契約以外の契約である場合、又は、</li> <li>② 居室使用料・共益費以外の料金を受領してサービスを提供している場合</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○ 居室使用料が住宅扶助基準額以下であること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各事項に該当する事業を行っている場合については、社会福祉法第68条の2に基づく届出が必要となる。</li> <li>○ 各事項の考え方は以下のとおり             <ul style="list-style-type: none"> <li>・生計困難者の範囲は、生活保護の要保護者及びこれに準ずる低収入であるために生計が困難である者であること</li> <li>・「生計困難者に限定して入居を勧誘している場合」には、路上生活者等に声かけしている場合、生計困難者を対象とした生活相談等を実施し入居のあっせんをしている場合、入居申込者に対して生活保護の申請を要求したり申請手続きの援助を行っている場合を含むこと。</li> <li>・生活保護受給者が概ね5割以上であるかは、現に入居している者や前年度の利用実績等から判断すること</li> </ul> </li> <li>○ 事業が社会福祉関係各法に該当する場合は、当該法律に基づく規制を優先して適用することとし、無料低額宿泊事業としての届出を要しないこと。</li> <li>○ 主たる事業目的が無料低額宿泊所でないことが明らかな場合とは、他の法律に基づいて必要な規制等が行われている場合や、事業目的や対象者などが無料低額宿泊所とは異なる施策に基づいて事業の委託や事業費補助等が行われているなどが該当するものであること。</li> <li>○ なお、無料低額宿泊所の届出を行う必要があるにもかかわらず届出を忌避する事業者については、福祉事務所から新規の入居者について紹介を行わないものとするとともに、既入居者に対しては、転居先の紹介などの支援や必要に応じた転居指導等を行うものであること。</li> </ul>

# 無料低額宿泊所の最低基準の考え方(案)

## 範囲・基本方針について

	最低基準	解釈・取扱い等
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 入居者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている生計困難者につき、無料又は低額な料金で居室その他の設備を利用させるとともに、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要なサービスを適切かつ効果的に行うものでなければならないこと。</li> <li>○ 入居者の意思及び人格を尊重して、常に当該入居者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならないこと。</li> <li>○ <b>無料低額宿泊所は、基本的に一時的な居住の場であることに鑑み</b>、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が独立して日常生活を営むことができるかどうかについて常に把握すること。</li> <li>○ 独立して日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、当該入居者の希望、退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入居者の円滑な退居のために必要な援助に努めること。</li> <li>○ 地域との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、生計困難者の福祉を増進することを目的とする事業を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならないこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基本方針は、無料低額宿泊所が、入居者の福祉を図るために必要な方針について総括的に規定するもの。</li> <li>○ 無料低額宿泊所については、直ちに単身での居宅生活が困難な者が居宅生活が可能となるまでの間の<b>一時的な居住の場</b>や、他の社会福祉施設の入所対象にならない者が入居するなど、一般住宅と社会福祉施設との中間的な居住の場としての役割を担うものである。</li> <li>○ <b>ただし、この「一時的な居住の場」について、入居を必要とする期間はそれぞれの入居者の状況によって様々であり、日常生活の支援が必要な者については、「日常生活支援住居施設」の認定を受ける無料低額宿泊所に中長期間入居することも想定されることから、一律に入居期間を限定するものではないことに留意すること。</b></li> <li>○ 「無料又は低額な料金」は、近隣同種の住宅との均衡を失しない範囲として、その具体的な基準は、生活保護の住宅扶助特別基準の金額以下とし、敷金など入居に当たっての一時金を求めないこととするものであること。</li> <li>○ 「地域との結び付きを重視した運営」については、入居者の適切な外出の機会の確保や、地域との交流を図ることによる社会との結び付きの確保を図ることを求めるものである。 そのため、施設の開設に当たっては、地域住民に対して説明会等を開催し、事業運営について理解を得るよう努めること。</li> </ul>

# 無料低額宿泊所の最低基準の考え方(案)

## 設備に関する基準について

	最低基準	解釈・取扱い等
設備等の一般原則	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入居者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 無料低額宿泊所の構造設備に係る一般原則について定めたもの。</li> </ul>
設備の専用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 設備は専ら当該無料低額宿泊所のために提供すること。ただし、提供するサービスに支障がない場合には、この限りでないこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 無料低額宿泊所の設備は、入居者が必要に応じて直ちに使用できる状態になければならないため、原則として専用とすべきものとするが、入居者の利用に支障が生じない場合には、ただし書きを適用して差し支えないものとするもの。</li> </ul>
規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 無料低額宿泊所は、5人以上の人員を入居させることができる規模を有するものでなければならないこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会福祉法の規定により5人以上の人員を入居させることができる規模を有するものであること。</li> </ul>
建築基準、消防基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建築基準法の規定を遵守した建築物であること。</li> <li>○ 消防設備については、消防法の規定に基づき必要な設備を設けること。</li> <li>○ 消防法上の設置義務がかからない施設についても、消火器の設置、自動火災報知設備の設置など、防火対策の充実に努めること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建物の防火防災対策及び入居者の安全確保の観点から、建築基準法及び消防法の規定を遵守するよう求めたもの。</li> <li>○ 消防法上、建物の規模や入居者の状態により設置する設備等が異なるため、各施設の状況に応じて必要な設備を設ける必要があるもの。</li> <li>○ 消防法の規定にかかわらず、入居者の安全確保を図るため、可能な限り、消火器や自動火災報知設備の設置などの防火対策の充実に努めることを求めるもの。</li> </ul>
居室の要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 床面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上。ただし、地域の事情に応じて収納設備等を除き、4.95平方メートル以上であること。</li> <li>○ 1居室の定員は1人。ただし、家族での入居などサービスの提供上必要と認められる場合はこの限りではないこと。</li> <li>○ 地階に設けてはならないこと。</li> <li>○ 居室の扉は堅固なものとし、居室ごとに設け、出入口は、屋外、廊下又は広間のいずれかに直接面していること。</li> <li>○ 間仕切壁は、天井まで達している堅固なものであること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 居室の面積に係る基準は壁芯での測定によるものであること。</li> <li>○ 床面積について、4.95平方メートル以上とする場合については、当該地域の住宅事情、利用対象者数、地域の無料低額宿泊所等の状況を勘案して設定すること。</li> <li>○ 4.95平方メートルとする範囲については、あらかじめ適用する地域を設定するか、宿泊所の立地等により個々に判断するかいずれの方法によっても差し支えないこと。</li> <li>○ 家族等が入居する場合にあっては、当該居室に入居する人数に応じて適切な面積を確保するものとして、原則として1人当たり7.43平方メートル以上とすること。</li> <li>○ 壁については、プライバシーの確保のために適切な素材であること。</li> </ul>

# 無料低額宿泊所の最低基準の考え方(案)

## 設備に関する基準について

	最低基準	解釈・取扱い等
居室以外の設備の要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 設置しなければならない設備               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 炊事設備、洗面所、トイレ、浴室、洗濯室又は洗濯場</li> </ul> </li> <li>○ 必要に応じて設けるべき設備               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共用室、相談室、食堂、その他必要な設備</li> </ul> </li> <li>○ 上記設備の最低基準について。               <ol style="list-style-type: none"> <li>1 炊事設備 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。</li> <li>2 洗面所 入居定員に適したものを設けること。</li> <li>3 便所 入居定員に適したものを設けること。</li> <li>4 浴室                   <ol style="list-style-type: none"> <li>① 入居定員に適したものを設けること。</li> <li>② 浴槽を設けること。</li> </ol> </li> <li>5 洗濯室又は洗濯場 入居定員に適したものを設けること。</li> </ol> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 設置しなければならない設備については、無料低額宿泊所の運営上及び入居者のサービスの提供上当然設けなければならないものであるが、同一敷地内に他の施設が設置されている場合等であつて、当該施設の設備を利用することにより無料低額宿泊所の効果的な運営が図られ、かつ入居者へのサービス提供に支障がない場合には、入居者が日常継続的に使用する以外の設備について、その一部を設けないことができるもの。</li> <li>○ 炊事設備には、食器、食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けること。</li> </ul>

# 無料低額宿泊所の最低基準の考え方(案)

## 設備に関する基準について(経過措置)

	最低基準	解釈・取扱い等
居室面積に係る経過措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現行ガイドラインが改定された平成27年6月末において利用に供されていた施設のうち、床面積の基準を満たさない居室について、当分の間は、次に掲げる事項を満たすことを条件として、無料低額宿泊所としての利用に供することができること。               <ol style="list-style-type: none"> <li>1 居室の床面積が、収納設備を除き、3.3平方メートル以上であること。</li> <li>2 入居予定者に対し、あらかじめ、居室の床面積が基準を満たしていないことを記した文書を交付して説明を行い、同意を得ること。</li> <li>3 入居者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。</li> <li>4 共用室を設けること。</li> <li>5 居室の床面積の改善についての計画を<b>都道府県と協議の上</b>作成すること。作成した計画は都道府県に提出し、段階的、計画的に基準を満たすよう改善を行うこと。</li> </ol> </li> <li>○ 同一施設において、床面積の基準を満たさない居室を改善しない限り、新たな居室の増築は認められないこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 居室面積に係る経過措置については、基準に適合させる場合に大規模な改修工事等が必要になる場合もあることから、一律に年限等を区切らず、個々の施設の状況に応じて段階的、計画的に基準を満たすよう改善計画の策定を求めることとしたもの。</li> <li>○ 経過措置の対象とする施設は、平成27年6月末時点において宿泊所として利用されていた施設とし、当該時点で無料低額宿泊所として届出がなされていたもののほか、無料低額宿泊事業に相当する事業を実施していたと都道府県が認められる場合に限り、届出を行っていなかった施設についても経過措置の対象となり得るものとする。</li> <li>○ 共用室については、入居定員に適したものとする。</li> <li>○ 床面積の改善計画については、その計画の内容やその履行について都道府県等と協議を行うものとし、特に、軽微な改修等に対応が可能な場合については、その状況に応じて年限を区切って対応等を行うこと。(正当な理由無く改善計画に基づいた改善措置がなされない場合には、事業の改善命令等の対象になり得る)</li> </ul> <p>&lt;住宅扶助の取扱い&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、適用除外となっている住宅扶助の面積減額は、適用する。(減額措置の内容については別に定める)</li> </ul>
多人数居室に係る経過措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施行日以前より存在する無料低額宿泊所の多人数居室については、3年の間に解消を図ること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 多人数居室及び簡易個室の解消について、既入居者の転居に要する期間等を考慮して、3年間の経過措置期間を設ける。</li> </ul> <p>&lt;運用上の取扱い&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉事務所は、①他に利用可能な施設等がない場合などやむを得ない場合を除き、生活保護受給者に施設の紹介をしないこと、②既に多人数居室に入居している者について、施行後1年以内に転居先の提示等を行うなど、居宅への移行や、個室への転居を推進するための対応を行うこととする。</li> </ul>
簡易個室に係る経過措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施行日以前より存在する無料低額宿泊所のいわゆる簡易個室については、3年の間に解消を図ること。</li> </ul>	<p>&lt;住宅扶助の取扱い&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・簡易個室について、通常の個室と区分するため一定の減額措置を適用することを検討(減額措置の内容については別に定める。)</li> </ul>

# 無料低額宿泊所の最低基準の考え方(案)

## 職員に関する基準について

	最低基準	解釈・取扱い等
職員配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設長 1名</li> <li>○ 職員 入居者数及び提供するサービス内容に応じた数</li> <li>○ 日常生活支援住居施設として、生活扶助の委託を受ける場合は、当該施設の職員の配置要件を満たした数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設長については、「専任」として、主として当該施設における施設長の業務に従事する必要があること。ただし、施設長としての勤務時間以外の時間において、他の無料低額宿泊所の支援業務や、無料低額宿泊所以外の業務に従事することを妨げるものではないこと。</li> </ul>
職員等の資格要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設長の資格要件(次のいずれかの事項を満たすこと)               <ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者</li> <li>2 社会福祉事業等に2年以上従事した者</li> <li>3 1又は2と同等以上の能力を有していると認められる者</li> </ol> </li> <li>○ 職員の資格要件               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ できる限り法第19条第1項各号のいずれかに該当する者</li> </ul> </li> <li>○ 施設長及び職員その他の運営に関する者は、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「社会福祉事業等に2年以上従事した者」については、生活困窮者自立支援法に基づく事業、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅において業務に従事した場合を含む。ただし、主として清掃や調理業務に従事していた期間、無料低額宿泊所の利用者が当該施設で補助的業務に従事していた期間は、業務経験としては認められない。</li> <li>○ 無料低額宿泊所の利用者を施設長とすること認められない。</li> <li>○ 「同等以上の能力を有していると認められる者」とは、施設長資格認定講習会の課程を修了した者であること。なお施設講習会の受講については、原則として施設長就任前に講習会の課程を修了しておく必要があるが、特別の事情がある場合には、施設長就任後であってもやむを得ないこと。</li> </ul>
施設長の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職員の管理、入居や退去に関する調整業務、業務の実施状況の把握等の業務とすること。</li> <li>○ 職員の業務における必要な指揮命令を行うこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設長は無料低額宿泊所の職員及び業務全体の一元的管理並びに職員に対する指揮命令を行うものであること。</li> </ul>
職員の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 入居者からの相談、適切な助言及び必要な支援を行うこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職員は入居者の状況把握等を通じた必要な支援等を行うものであること。</li> </ul>
勤務体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 入居者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 原則として月ごとに勤務表を作成し、職員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別等を明確にすることを求めるもの。</li> </ul>
研修機会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職員の資質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や事業者内部の研修への参加の機会を計画的に確保するもの。</li> </ul>
処遇改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職員の処遇について労働基準法その他の関係法令の規定を遵守するとともに、職員の待遇の向上に努めること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職員の処遇について労働基準法等の遵守を求めるものであるが、特に職員が施設内に住み込みでの勤務を行う場合、勤務時間を明確に区分する等、十分に留意すること。</li> </ul>

# 無料低額宿泊所の最低基準の考え方(案)

## 運営に関する基準について

	最低基準	解釈・取扱い等
入居申込者等に対する説明等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入居申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制等を記した文書を交付して説明を行い、居室の利用に係る契約とそれ以外のサービスの提供に係る契約をそれぞれ文書により締結すること。</li> <li>○ 契約において、契約期間(1年を超えない範囲のものに限る)及び解約に関する事項を定めなければならないこと。</li> <li>○ 契約期間の満了前には、あらかじめ入居者の意向を確認するとともに、福祉事務所等の関係機関と無料低額宿泊所を利用する必要性について協議しなければならないこと。</li> <li>○ 解約に関する事項において、入居者の権利を不当に狭めるような条件を定めてはならないこと。</li> <li>○ 解約に関する事項において、入居者が解約を申し入れたときは、速やかに当該契約を終了する旨を定めなければならないこと。</li> <li>○ 契約において、保証人を立てさせてはならないこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 入居者に対しては、サービスの提供に際して、あらかじめサービスを選択するために必要な重要事項について説明を行い、同意を得た上で、契約を結ばなければならないものとし、入居者が望まないサービスの利用を強制することがあってはならない。</li> <li>○ 契約期間については、入居の必要性等が検討されないまま入居期間が長期にわたることを防止する観点から、1年以内限定し、契約期間の終了前には、契約の更新に関して入居者の意向を確認するとともに、関係機関とのカンファレンス等により入居の必要性が認められるか協議することを求めるもの。その際に一般住宅での生活の移行が可能と判断された場合等には、関係機関との連携のもと、必要な支援を行うものであること。</li> <li>○ 解約については、入居者、事業者双方の解約条項を契約書上定めておくことを想定したものであるが、事業者からの解約については信頼関係を著しく害する場合に限るなど、入居者の権利を不当に狭める条件を設けることを禁止する。</li> <li>○ 入居者からの解約については、契約期間中であることで退居が制限されることなく速やかに退居が可能とする旨の規定を設けることを求める。</li> </ul>
入退居	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 入居予定者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活の状況等の把握に努めること。</li> <li>○ 入居者が、病気の療養や介護状態になった場合などにより、無料低額宿泊所において適切なサービスを提供することが困難な場合については、他の社会福祉施設への転居など必要な援助に努めること。</li> <li>○ 居宅移行又は他の施設等への移行のための援助を行う場合には、福祉事務所や相談支援機関などの関係機関との連携を図ること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 無料低額宿泊所については、居宅と社会福祉施設との中間的な施設としての役割を担うものとして、心身の状況等から他の社会福祉施設等への転居が必要な場合には転居に向けた支援を行うことを求めるもの。</li> <li>○ また、それらの支援を行う場合については、他の福祉サービスの活用などの調整が必要となることが考えられることから、福祉事務所や相談支援機関などの関係機関との連携を図ることとしたもの。</li> </ul>



# 無料低額宿泊所の最低基準の考え方(案)

## 運営に関する基準について

	最低基準	解釈・取扱い等
<p>利用料の受領</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 入居者から利用料として受領できる費用及びその基準               <ul style="list-style-type: none"> <li>1 食事の提供に要する費用 食材費及び調理等に関する費用に相当する金額</li> <li>2 居室使用料                   <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 当該無料低額宿泊所の整備に要した費用、修繕費、管理事務費、地代に相当する額等を基礎として合理的に算定された金額</li> <li>イ 敷金、権利金、謝金等など入居に当たっての一時金を求めないこと</li> </ul> </li> <li>3 共益費 共用部分の清掃費、共用備品等の共用部分の維持管理に要する費用に相当する金額</li> <li>4 光熱水費 居室及び共用部に係る光熱水費に相当する金額</li> <li>5 日用品費 入居者本人が使用する日用品の購入費に相当する金額</li> <li>6 基本サービス費 入居者の状況把握等の業務に係る人件費、事務費等に相当する金額</li> <li>7 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用(日常生活支援住居施設として認定を受けた施設に限る)                   <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 人件費、事務費等に相当する金額</li> <li>イ 日常生活支援住居施設として受領する委託費として支払われる金額を除く</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○ それぞれに掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を文書で得なければならないこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 無料低額宿泊所の適正な運営を確保する観点から、利用料について、あいまいな名目での料金の受領や不当に高額な料金設定を防止するため、受領できる費用の内容及びその基準を規定したもの。</li> <li>○ 利用料の金額については、それぞれの費目に応じてサービスを提供するために必要となる費用を勘案して設定することとし、弁当や日用品など市販品を配布する場合について調達に要する費用以上の料金を設定するなど、不当に営利を図ることは認められないものである。</li> <li>○ 基本サービス費については、入居者の状況把握や軽微な生活上の相談を行うために配置する人員の人件費及び当該業務に係る事務費等に要する費用に相当する費用をもとにして合理的に算定するものであること。</li> <li>○ 職員の人件費については、調理等の業務、宿泊所の管理に係る業務、入居者の状況把握や軽微な生活上の相談等に係る業務などの業務内容を勘案して、それぞれ食事の提供に要する費用、居室使用料、基本サービス費の金額設定の根拠として差し支えないが、無料低額宿泊所以外の業務を兼務している場合には、当該兼務している業務に係る勤務時間等を勘案して相当する費用を除いて算定すること。</li> <li>○ 光熱水費等の実費等に相当する金額を用いて金額を設定する場合については、前年度などの一定期間の実績金額を平均利用者数で分するなど、実費に相当する金額を合理的に算定するものであること。</li> <li>○ 利用料の設定について、必ずしも基準に掲載した全ての事項毎に区分する必要はないが、その内訳や料金設定の考え方については、入居者や自治体に説明を行えるようにしておくこと。</li> </ul>

# 無料低額宿泊所の最低基準の考え方(案)

## 運営に関する基準について

	最低基準	解釈・取扱い等
サービス提供の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 入居者について、健康保持に努めるほか、その心身の状況や希望に応じたサービスの提供や、生きがいをもって生活できるようにするための機会を適切に提供すること。</li> <li>○ 入居者にとって当該施設全体が一つの住居であることに鑑み、共有部分の円滑な使用に配慮した運営を行うこと。</li> <li>○ 無料低額宿泊所は、プライバシーの確保に配慮した運営を行わなければならない。</li> <li>○ 職員は、入居者に対するサービスの提供に当たっては、丁寧に行い、サービスの提供を行う上で必要な事項についても、理解しやすいように説明を行うこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 無料低額宿泊所は、入居者の健康の保持に努めるほか、入居者が自己の能力等に応じて自立した生活が送れるように、自分自身での生活の管理や、入居者同士の役割分担などの機会を適切に提供するよう努めること。</li> <li>○ 無料低額宿泊所は複数の入居者が共同で生活する場であることから、共有スペースの利用等について入居者の意向等も踏まえ一定のルールを設けるなど円滑な運営が行われるよう配慮すること。喫煙に関しては、喫煙場所や喫煙可能時間等を設定するとともに必要な換気を行うなど受動喫煙の防止に努めること。</li> </ul>
運営規程	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業目的及び運営方針、職員数及び職務内容、入居定員、サービス内容及び利用料、非常災害対策、施設の利用にあたっての留意事項を盛り込んだ運営規程を整備すること。</li> <li>○ 運営規程を定め又は変更した時は、都道府県等に届け出なければならないこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 無料低額宿泊所の適正な運営及び入居者に対する適切なサービスの提供を確保するために運営規程を定めることを義務づけるもの。</li> <li>○ 職務内容については、職員が施設内で勤務にあたる時間等、サービス内容については、食事提供の有無や提供回数及び内容、日用品等の提供内容など、利用料については利用料として受領する費目と金額を規定するもの。</li> </ul>
非常災害対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立てること。</li> <li>○ 災害時の通報連絡体制を整備し、定期的に職員へ周知すること。</li> <li>○ 避難訓練及び消火訓練を年1回以上実施をしなければならないこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 非常災害に対する具体的な計画は、①施設長(責任者)の業務(消防設備等の管理、入居者への防災対策の呼びかけ、訓練の計画など)、②入居者の防災対策(たばこ等含む火気の管理や避難に障害となる物品の除去など)、③災害発生時の行動(他の入居者へ声かけ、119番通報、迅速な避難など)、④震災対策(家具等の転倒落下防止、火気の管理、避難など)、⑤その他の災害発生時の対応、⑥訓練の実施、⑦避難経路などについて定めるもの。</li> </ul>

# 無料低額宿泊所の最低基準の考え方(案)

## 運営に関する基準について

	最低基準	解釈・取扱い等
記録の整備	○ 設備、職員、会計に関する記録、入居者に提供するサービスの状況に関する記録等を整備すること。	○ 提供するサービスの内容の記録については、少なくとも、入居者名簿、入居者の台帳(入居者の生活歴、入退居日等の利用状況、処遇の状況などを記録したもの)、各種契約書類等について整備、保存すること。
食事	○ 入居者に食事を提供する場合、量及び栄養並びに心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供すること。	○ 提供される食事は、できるだけ変化に富み、入居者の年齢等にも配慮し、栄養的にもバランスを考慮したものであること。 ○ 食事の提供は、入居者がその内容を確認できるようあらかじめ作成した献立に応じて提供することを原則とする。 ○ 利用者から事前の申し出があった場合には、食事の提供を行わないなど、入居者の希望等に応じた対応が行われるようにすること。
入浴	○ 1日に1回の頻度で入浴の機会を提供すること。ただし、やむを得ない事情がある場合は、入居者に対し説明を行うことで、1週間に3回以上の頻度とすることができること。	○ 入浴の機会については、入居者の意向等も踏まえた上で、シャワーのみの対応とする日を設けて差し支えないこと。 ○ やむを得ない事情とは、入浴に際して介助等の支援が必要な場合であって、職員の勤務体制や介護サービス利用等の状況によって毎日の入浴が困難な場合等を想定しているものであり、入居者数に応じた入浴設備が整っていないことを理由とすることは認められないものであること。
状況把握	○ 入居者に対し、訪問等の方法による状況把握を原則として1日に1回以上行うこと。	○ 利用者の状況把握については、心身の状況に変化等がないか、生活上の問題等を抱えていないかなど利用者が安定した生活を送るための支援の観点から行うものとし、その方法は、共用室等での面談、居室への訪問等を想定している。 ただし、状況把握の方法や頻度等については、適切なアセスメントやマネジメントに基づき、利用者との合意の下に決定されるべきものであり、利用者の心身の状況等に応じて、訪問以外の方法での状況把握、訪問等を行わない日があることを必ずしも妨げるものではないこと。 なお、職員の勤務状況により休日となる日については訪問等による状況把握を行う必要はないが、利用者からの臨時の連絡等には適宜応じられるよう適切な支援体制を講じること。

# 無料低額宿泊所の最低基準の考え方(案)

## 運営に関する基準について

	最低基準	解釈・取扱い等
日常生活 金銭管理	<p>○ 入居者の金銭の管理は入居者本人が行うことを原則とする。ただし、金銭の適切な管理を行うことに支障がある入居者であって、無料低額宿泊所による金銭の管理を希望するものに対し、次に掲げるところにより無料低額宿泊所が、日常生活に係る金銭を管理することを妨げないこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 金銭管理に係る制度をできる限り活用すること。</li> <li>2 日常生活を営むために必要な金額に限ること。</li> <li>3 その他の財産と区分すること。</li> <li>4 入居者の意思を尊重して管理すること。</li> <li>5 入居等に係る契約とは別に、金銭管理に係る契約を行うこと。</li> <li>6 金銭の出納を行う場合は、2人以上の職員で確認を行う等の適切な体制を整備すること。</li> <li>7 入居者ごとに金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備するとともに、収支の記録について定期的に入居者本人に報告を行うこと。</li> <li>8 退居する場合には、速やかに、金銭を返還すること。</li> <li>9 金銭の詳細な管理方法、入居者本人に対する収支の記録の報告方法等について管理規程を設けること。</li> <li>10 管理規程を定め又は変更した時は、都道府県等に届出ること。</li> <li>11 生活保護受給者の金銭管理の開始時又は管理内容の変更時には、福祉事務所にその旨の報告を行うこと。</li> <li>12 金銭管理の状況について、都道府県等の求めに応じて速やかに報告できる体制を整えておくこと。</li> </ol>	<p>○ 入居者の金銭の管理については、入居者本人が行うことが原則であるが、金銭の適切な管理に支障がある者について、本人の安定した生活の維持や金銭の自己管理に向けた訓練などのために必要がある場合には、一定の要件を設けた上で、無料低額宿泊所において金銭管理ができることとしたもの。 したがって、入居者の状況によらず入居者全員と金銭管理契約を行うことは認められないものであること。</p> <p>○ 金銭管理の対象については、あくまでも日常生活を営むために月々の生活費として必要な金額に限られるものであり、資産や多額の現金等の管理を行うことは認められないものであること。</p> <p>○ 入居者の状況等から、成年後見制度、権利擁護事業(日常生活自立支援事業)など他の金銭管理に係る制度の活用が可能な場合には、当該制度の活用を図ること。</p>

# 無料低額宿泊所の最低基準の考え方(案)

## 運営に関する基準について

	最低基準	解釈・取扱い等
定員の遵守	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでないこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害等の緊急やむを得ない事情がある場合を除き施設の定員を超過して入居者を受け入れてはならないもの。</li> <li>○ なお、緊急やむを得ず定員を超過して入居者を受け入れる場合、1つの居室を複数人で使用したり居室の要件を満たさない場所を使用するときは、1人で1居室を使用する居室使用料を受領することは認められないものであること。</li> </ul>
衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 入居者が使用する設備・食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じること。</li> <li>○ 感染症、食中毒又は害虫が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調理及び配膳に伴う衛生は、食品衛生法等関係法規に準じて行うこと。</li> <li>○ 食中毒、感染症及び害虫の発生を防止するための措置等については、必要に応じて保健所の助言、指導を求めること。</li> <li>○ 施設内は清潔を保ち、定期的には大掃除を行うこと。</li> </ul>
掲示及び公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 入居者の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用料その他サービスの選択に必要な事項を掲示すること。</li> <li>○ 運営規程及び収支等の状況を公表すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業の適正な実施と、入居者等のサービスの選択に資するため運営規程等を施設内に掲示しておくことを求めるもの。</li> <li>○ 事業実施の透明性を担保する観点から、運営規程及び収支の状況については、公表することを求めるものとしたもの。</li> <li>○ 公表の方法については、インターネットの利用により行うこととするほか、法人等の主たる事務所に備え置き、閲覧の請求があった場合には請求に応じなければならないこととする。</li> </ul>
秘密の保持	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職員は正当な理由がなく、業務上知り得た入居者の秘密を漏らしてはならないこと。</li> <li>○ 職員であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た入居者の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならないこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職員であった者が、業務上知り得た入居者の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じよう求めるものであるが、具体的には、無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所の職員が職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講ずべきこととするもの。</li> </ul>
広告	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広告をする場合、内容が虚偽又は誇大なものであってはならないこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広告を行う場合、提供されるサービスの内容、利用料、解約に関する事項、事業者の資力又は信用に関する事項、事業者の実績に関する事項について、著しく事実と相違する表示をしたり、著しく優良であったり有利であると誤認させるような表示をしてはならないこととするものである。</li> </ul>

# 無料低額宿泊所の最低基準の考え方(案)

## 運営に関する基準について

	最低基準	解釈・取扱い等
苦情への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 苦情を受け付ける窓口の設置、苦情内容の記録、都道府県等の指導・助言に応じた改善及びその報告、運営適正化委員会の調査等への協力を行わなければならないこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 苦情を受け付けるための窓口を設置することのほか、苦情の対応の手順等、当該施設における苦情に対応するために講ずる措置の概要について明確にしておく必要があるものである。</li> <li>○ また、あわせて苦情に対して、無料低額宿泊所を運営する事業者が迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の受付日、内容等を記録することを義務づけるものである。</li> <li>○ 無料低額宿泊所は、苦情がサービスの質の向上を図る上で重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。</li> </ul>
事故発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都道府県等への連絡及び事故に関する必要な措置を行うこと。</li> <li>○ 事故に関する記録を行うこと。</li> <li>○ 賠償すべき事故が発生した場合の損害賠償を行うこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 無料低額宿泊所内で事故が発生した場合には、都道府県、家族等がいれば家族、対象者が生活保護受給者の場合は福祉事務所に対して連絡を行うとともに、必要な措置を講ずることとしたものである。</li> <li>○ 無料低額宿泊所においては、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに賠償しなければならない。そのため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましい。</li> </ul>

# 無料低額宿泊所の最低基準の考え方(案)

## サテライト型住居の設置に関する基準について

	最低基準	解釈・取扱い等
サテライト型住居の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本体施設(入居定員が5人以上10人以下の施設)と一体的に運営される付属施設として、利用期間が原則として1年以下であって入居定員が1人以上4人以下のサテライト型住居を設置することができること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ サテライト型住居は、入居者がより一般の住宅に近い環境で、一般住宅での生活へ移行するための準備や訓練を行う位置づけとして設置するものであることから、入居定員を5人未満、契約期間の1年以内に居宅への移行を図るものとして、利用期間を原則1年間としているものである。</li> <li>○ サテライト型住居については、食事や日用品の購入については、自炊や買い物の機会の確保するなど、できる限り入居者本人自身が行うよう努めるものであること。</li> <li>○ サテライト型住居を設置する無料低額宿泊所(本体施設)とサテライト型住居をあわせて全体を一つの無料低額宿泊所として取り扱うものであり、施設長は、本体施設とサテライト型住居をあわせて管理運営するものとして1名配置するものであること。</li> <li>○ 入居期間は、入居者の状況に応じた適切な転居先が確保できないなど、特別な事情がある場合は、1年間を超えてもやむを得ないものとするが、その場合でも速やかに転居先を確保できるよう支援するものとして、継続して入居することを前提として利用することは認められないこと。</li> </ul>
移動距離	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ サテライト型住居は、無料低額宿泊所から概ね20分程度で移動できる距離に所在するものであって、入居者のサービス提供に支障がないものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ サテライト型住居は、本体の無料低額宿泊所から概ね20分程度で移動できる範囲に所在するものとして、入居者の状況把握等に支障が生じないなど、一体的な管理運営に支障が生じないこととするものである。</li> </ul>
サテライト型住居の数	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設長の要件を満たす者が施設長の場合 4か所以下</li> <li>○ 施設長の要件を満たす者が施設長以外に1人以上配置されている場合 8か所以下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ サテライト型住居は職員が巡回して支援する形態で運営されることを想定しており、移動等にかかる時間等を考慮して、支援に支障が生じないものとするため、設置可能な力所を4か所に限定するものである。</li> <li>○ なお、施設長の要件を満たす者が、施設長以外の職員として配置されている場合については、設置力所数を8か所以下までとするものである。</li> </ul>

# 無料低額宿泊所の最低基準の考え方(案)

## サテライト型住居の設置に関する基準について

	最低基準	解釈・取扱い等
入居定員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本体施設とサテライト型住居の入居定員の合計は次に定める人数とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設長の要件を満たす者が施設長の場合 20人以下</li> <li>・ 施設長の要件を満たす者が施設長以外に1人以上配置されている場合 40人以下</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本体施設又はサテライト型住居の入居者への支援等に支障が生じないよう、本体施設とサテライト型住居の入居定員を20名に限定するものとする。</li> <li>○ なお、施設長の要件を満たす者が、施設長以外の職員として配置されている場合については、入居定員の合計は40人以下とすることができることとしたものである。</li> </ul>
記録の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○サテライト型住居は、日々の状況把握の実施に係る記録を整備すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○サテライト型住居においては状況把握について巡回で実施することになるが、巡回による状況把握が適切に実施され、その状況が確認できるようにする観点から、状況把握の実施状況について記録を整備することを求めるものである。</li> </ul>
適用の特例	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 必要な設備の設置は、本体施設及びサテライト型住居のそれぞれに適用する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 炊事設備、洗面所、トイレ、浴室、洗濯室又は洗濯場の設備については、本体施設とサテライト型住居のそれぞれに設置する必要があること。</li> </ul>
事業要件の検証	<p style="color: red; font-weight: bold;">&lt;別添資料のとおり&gt;</p>	